

『蒙古譯語』の内閣文庫蔵本をめぐって

竹越 孝

1. はじめに

周知のように、類書『事林廣記』の元明刊本には『至元譯語』あるいは『蒙古譯語』と題する中国語と漢字音写モンゴル語の対訳語彙集を収めるものがある。同篇はこの種の語彙集としては最も古いものであり、中世モンゴル語研究における基本資料の一つとされている。

管見の限り、これまでに公にされた同篇の校定本としては、石田(1934)、長田(1953)、及び Ligeti(1990)があり、石田・長田氏は元泰定乙丑年(1325)刊本を翻刻した元禄12年(1699)の和刻本を、Ligeti氏は内閣文庫蔵の明弘治丙辰年(1496)刊本を底本としている。本稿では、そのうち石田氏が和刻本との対校資料とした『蒙古譯語』の内閣文庫蔵本に関して、若干の知見を記すことにしたい。

2. 石田氏の記述

石田(1934)では、校本の作成に先立って国内に所蔵される『事林廣記』の元明刊本6種に対する梗概を述べている。そのうち最初の4種に関する記述を引くと以下の通りである：

- (イ) 宮内庁圖書寮本。「纂圖增新群書類要事林廣記」と題し、甲集より癸集に至る十集二十卷十冊。目録の後に木記があり、「至元庚辰良月鄭氏積誠堂刊」とある。この本はもと内閣文庫に在つたもので、後に圖書寮に移管されたものである。至元庚辰は世祖の至元にもあり(十七年)、又順帝の後至元にもある(六年)。そこで内閣文庫の目録には之を「至元六年版」と記して順帝の至元庚辰に當ててあつたが、圖書寮の和漢書目録には「至元一七」として世祖の至元庚辰に擬してある。新刊の「圖書寮漢籍善本書目」は忠實に木記を録出しただけで何れとも斷じてないが、日本書誌學會編の「善本影譜」癸酉第七輯には後至元六年と明記してある。私は姑く之に據つてこの本を後至元六年版と認めておく。これには「至元譯語」はない。
- (ロ) 内閣文庫蔵元刊本。四集五十卷八冊(續集のうち第五卷乃至第九卷缺本)。これには「蒙古譯語」と題して問題の語彙がある。
- (ハ) 靜嘉堂文庫本。書名に冠するに「纂圖增新群書類要」の八字を以てすること(イ)に同じく、前・後・續・別・新・外の六集上下二卷合せて十

二卷六冊。明永樂年間刊。新集の卷下に「蒙古譯語」の一篇がある。

(二) 内閣文庫藏明刊本。六集十二卷四冊、明弘治年間刊。(イ) や (ハ) と同様の冠稱が附いてあると思はれるし、六集といふのは (ハ) と同様に前・後・續・別・新・外の六集かと思はれるが、この方は未だ原書を見るに及ばず、姑く書目の記すところに従つておく。これには「至元譯語」はないと云ふ。

以上の諸刊本における『至元譯語』ないしは『蒙古譯語』の収録状況を、石田氏は次のようにまとめている：

元泰定乙丑刊本（姑く和刻本に據る）…「至元譯語」あり。

元至元庚辰刊本（圖書寮）…「至元譯語」なし。

元刊本（内閣文庫）…あり。但し「蒙古譯語」と稱す。

明永樂九年刊本（靜嘉堂文庫）…あり。同じく「蒙古譯語」と稱す。

明弘治九年刊本（内閣文庫）…なし。

上によると、石田氏が目睹した『至元譯語』・『蒙古譯語』を収める『事林廣記』の刊本は、和刻本、(ロ) 内閣文庫蔵元刊本、(ハ) 静嘉堂文庫蔵明刊本の3種ということになる。石田氏は、「そこで今は不完全を承知の上で先づ和刻の泰定本を本とし、之に内閣本及び洪武本『華夷譯語』等を参照してその明かに間違と思はれる點は之を正し、いづれか目下の私には分らない分、乃至検討に暇のない分は適宜篇末に附した校語のうちに注記しておくこととした。」と述べ、校本・校記の作成にあたり和刻本を底本とし(ロ)の内閣本を対校本としたことを明らかにしている。なお、上の記述はその約20年後に著された長田(1953)においてもそのまま踏襲され、「内閣文庫本についての記述はすべて石田先生の論文によった。」としてその校記が参照されている。

3. 現存の版本

石田(1934)が記したのは戦前の日本における所蔵状況であり、その後中国でいくつか影印本が刊行されたことにより、今日我々は更に多くの『事林廣記』に接することができるようになった。ここでは国内の現存諸版本を博搜しそれらの系統関係を論じた森田(1993)によりつつ、石田氏が挙げた諸本と現在目睹しうる元刊本との関係を概観しておきたい。

まず、(イ)の宮内庁圖書寮(現書陵部)蔵至元庚辰刊本は、森田氏によればやはり後至元6年(1340)の刊と見るのが正しく、これは中華書局(1999)に影印が収められる北京大学図書館蔵の李盛鐸旧蔵本と同版であるという。

(ロ)の内閣文庫蔵元刊本は、前集十三卷、後集十三卷、續集十三卷、別集十一卷の四集五十巻からなり(續集の巻五から九を欠く)、巻頭の書名は『新編纂圖増類群書類要事林廣記』。封面の裏には従前のものを切り取って貼り込まれ

た刊記があり、それによると福建建陽の書肆西園精舎の刊行であることが知られる。また、森田氏によると、後集卷二紀年類「歴代紀年」の最後が「今上皇帝天曆二、至順萬萬年」であることから、その刊行は元の至順年間（1330-1333）と考えられるという。

元至順年間刊と目される『事林廣記』にはもう一つ、中華書局（1963）に影印が収められる台北故宮博物院蔵本がある（中文出版社 1988 に再印）。内閣本と同様前・後・續・別の四集よりなるが、續集八卷、別集八卷の全四十二巻であり、また刊記に見られる書肆名は椿莊書院となっている。森田氏によれば、同本は内閣本とは明らかに異版であり、内容的にも互いに精粗・増刪の別が認められるので、この二本は同一の祖本から分かれ出たものと推定されるという。

以上のように、『事林廣記』の元刊本には後至元刊本 1 種と至順間刊本 2 種の計 3 本が現存していることになる。

4. 内閣文庫蔵元至順間刊本

さて、石田（1934）の言う（ロ）の内閣文庫蔵元刊本『事林廣記』は、現在も内閣文庫に所蔵されており（蔵書番号：別 60-1）、石田氏自身も記す通り續集の巻五から巻九までを欠いている。しかし、閲覧者を甚だ困惑させるのは、『蒙古譯語』がその欠けている巻に収められているらしいということである。續集の巻頭にある目録では、巻八「文藝類」の中に次のような項目を挙げている：

蒙古譯語、天文譯語、地理譯語、人事譯語、君官訳語、鞍馬譯語、車器譯語、五穀譯語、飲食譯語、身体譯語、衣服譯語、器物譯語、文字譯語、珍宝譯語、飛禽譯語、走獸譯語、蟲魚譯語、草木譯語、菜果譯語、数目譯語、時令譯語、方隅譯語、顔色譯語

以上によって、我々は『蒙古譯語』が同書の續集巻八に収められていることを知り、その 22 部門の名称を知ることはできるが、本文そのものは欠けているので見ることはできない。つまり、内閣文庫蔵の元至順間刊本『事林廣記』の中に『蒙古譯語』は存在しないのである。

5. 石田氏の言う「内閣本」

では、石田氏はどのテキストのことを「内閣本」と呼んだのであろうか。石田（1934）の校記では、全 60 条にわたり底本たる和刻本と「内閣本」との差異に言及しているので、石田氏の言う「内閣本」が現存のテキストのうちどれに合致するかを調べてみたい。

その候補となり得るのは、現存する元刊本のうち故宮博物院蔵の至順間刊本と後至元 6 年刊本である。至順本では續集巻八「文藝類」に『蒙古譯語』が収められている。また、石田氏は宮内庁蔵の至元庚辰本に『至元譯語』（『蒙古譯

語』)はないとしているが、森田(1993)がそれと同版とする北京大学図書館蔵本では庚集巻下「文藝類」に『蒙古譯語』が収められている(宮内庁本は筆者未見)。以下では、石田氏が全541語彙に附した通し番号ごとに、校記で言及された底本と「内閣本」の記載を引き、和刻本(長澤1976による)、故宮博物院蔵至順間刊本(中華書局1963による)、北京大学図書館蔵後至元刊本(中華書局1999による)の当該箇所を示す。語彙の配列順序に関する異同は通し番号の順序で示し、説明を要する箇所には注で石田氏自身の言及を引く。なお、石田氏は「如何なる字か解し得ない異様の文字」を「□」で示しており、本稿もそれに従うが、「口」字との混同を避けて「■」に統一する。また、外字は{ }内に偏旁を示す:

No.	石田本校記		和刻本	至順本 (故宮蔵)	後至元本 (北大蔵)
	底本	内閣本			
01 ^a	人事、鞍馬	人事、君官	人事、鞍馬	人事、君官	人事、君官
02 ^b	器門	車器門	器門	車器門	車器門
1-34, 40 ^c	日	—	日	—	—
18	水	火	水	水	火
37	夫人	大人	夫人	大人	大人
64	女直	女眞	女直	女眞	女眞
65	托	打	托	{才 }	打
68 ^d	大魯直	貨魯赤	大魯直	貨魯赤	貨魯赤
69	種	作	種	作	作
69 ^e	69, 70, 71	69, 95, 96	69, 70, 71	69, 95, 96	69, 95, 96
71 ^f	納	訥	訥	訥	訥
80	可	口	可	口	口
81	文人	丈人	文人	丈人	丈人
92	伯娘	伯叔母	伯娘	伯叔母	伯叔母
93	嬪々	—	嬪々	—	—
95 ^g	別	那	別	■	那

^a 「君官門は内閣本(以下閣本と略稱す)に於いては人事門と鞍馬門の間にある。」

^b 「車器門はもと器門とあつたのを閣本に依つて車字を補った。」

^c 「1から34まで(但し4、6、7、20、27、33を除く)及び40にはもと漢語の下に各々『日』の一字を挿入してあるが今閣本に従ひ全部之を省いた。」

^d 「もと大魯直に作る。大は火の譌。閣本貨魯赤に作る。この語526に重出す。その條、この語を貨魯直に作る。」引用者注:至順本、後至元本は68を欠くので、これは526における語形。

^e 「この次に閣本にては95、96の二語を置き、95を此門の最後に重出す。」

^f 「70納を閣本訥に作る。この類以下一々注せず。」引用者注:71の誤りか。

^g 「別、閣本は一に那に作り一は別に作る。別を正しとすべし。」

95	別	別	別	別	別
96	驚	別	驚	別	別
97	馬名	馬	馬名	馬	馬
99	移	曳	移	曳	曳
109, 110	109, 110	110, 109	109, 110	110, 109	110, 109
112	白駱黒尾	—	白駱黒尾	—	—
115 ^h	印	即？	印	即？	即？
120	本	木	本	木	木
124	篤魯刺	木里刺	篤魯刺	木里刺	木里刺
129	六	八	六	八	八
153	孟子	孟子	孟子	孟子	孟子
154, 155 ⁱ	154, 155	155, 154	154, 155	155, 154	155, 154
169	卓苦伏	卓苦伏六	卓苦伏	卓苦伏六	卓苦伏六
184	三尖{金比}子	—	三尖{金比}子	—	—
187	小刀子	小刀	小刀子	小刀	小刀
223	不	卜	不	卜	卜
224	合不兒合	合不合兒	合不兒合	合不合兒	合不合兒
240	袴兒	袴	袴兒	袴	袴
260	按彈迭	按彈迭兒	按彈迭	按彈迭兒	按彈迭兒
301	肅都	雨都	肅都	雨都	雨都
322	古	舌	古	舌	舌
350	无	兀	无	兀	兀
351 ^j	七	士	七	士	士
357	兒哥	一兒哥	兒哥	一兒哥	一兒哥
397	■	南	{十南}	南	南
410 ^k	亦干	亦下	亦干	亦下	亦下
436 ^l	五	玉	五	■	玉？
437 ^m	乃	及	乃	及	及
453	懶	赤	懶	赤	赤
454	工	下	工	工	下

^h 「即〔？〕字閣本に依り補ふ。」

ⁱ 「155、156 閣本倒置。」引用者注：154、155 の誤り。

^j 「土字もと七に作り、閣本土に作る。共に誤にして當に土に作るべし。」

^k 「もと亦干に作り、閣本は亦下に作る。共に亦干の譌なり。」

^l 「閣本五を玉に作る。誤なり。」

^m 「乃、閣本及に作るは非なるべし。」

461 ⁿ	一	干	一	干	干
465	兀都不离	兀魯兒	兀都不离	兀都兒	兀都兒
468	木	禾	木	禾	禾
469	兀都篤里	兀都兒篤里	兀都篤甲	兀都兒篤里	兀都兒篤里
470	{彡區}	也	{彡區}	也	也
472	合赤	赤合	合赤	赤合	赤合
499	活魯活八	舌魯	活魯活八	舌魯	舌魯
508	活魯	也里	活魯	也里	也里
511 ^o	瓜	武	瓜	武?	武?
519 ^p	519, 520	519, 527	519, 520	519, 527	519, 527
523	523, 524	525, 523	523, 524	525, 523	525, 523
526	526, 527	528, 526	526, 527	528, 526	528, 526
537	神	刺	神	■	刺
538	口	只	口	只	只

全体的に見れば、至順本と後至元本はよく一致し、両者が同一の系統に属することは明らかであるが、それでも字体の問題がある例を除き 2 例が後至元本とのみ合致している。即ち、石田氏が「閣本水を火に作る。勿論誤刻である。」とする 18 と、「閣本、工を下に作る。」とする 454 の例である。ここから、石田氏のいう「内閣本」とは実際には後至元本を指していることがわかる。おそらく石田氏は、宮内庁蔵本がもと内閣文庫の所蔵であったことから、宮内庁蔵本のことを内閣文庫蔵本と誤解し、そこから『蒙古譯語』が宮内庁蔵本になく、内閣文庫蔵本にはあるという所説が生まれたものと推測される。

6. 内閣文庫蔵明弘治刊本

余論として、内閣文庫に所蔵されるもう一つの『事林廣記』である明弘治刊本にも触れておきたい。石田 (1934) では、「未だ原書を見るに及ばず」と断りながらも同本には『蒙古譯語』が収められないとしているが、Ligeti (1990) がそれを底本としていることからわかるように、内閣文庫蔵の明弘治丙辰年 (1496) 詹氏進徳精舎刊本『纂圖増類群書類要事林廣記』(蔵書番号: 366-42) の新集巻下「伎術類」には『蒙古譯語』が収められている (Ligeti 1990 にその影印がある)。

ⁿ 「もと于字なく一に作る。閣本干に作るも于又は兀なるべし。」

^o 「瓜字、閣本明かならざるも武〔?〕に作る。」

^p 「519 の次に閣本は 527 を置く。523 は閣本にては 525 の次に置かる。526 は閣本にては 528 の次、本門の最後にあり。」

同本は他の明刊本と同様至順本・後至元本の系統に属するものであるが、上表の 02 を「軍器門」に作り、また 18 を「水」、454 を「工」に作るなど、石田（1934）の校記における「内閣本」の記述とは明かに相違しているので、石田氏が同本のことを「内閣本」と称したという可能性はないであろう。

7. おわりに

「親亀こけたら」の喩えではないが、こと「内閣本」に関する限り、石田（1934）に生じた誤解は長田（1953）にもそのままの形で受け継がれている。そして遺憾なことに、この点は拙稿（2006）も同罪である。ここに謹んで前号の所説を訂正するとともに、一次資料を実見することの重要性を改めて肝に銘じておきたい。

<参考文献>

- 石田幹之助（1934）『至元譯語』に就いて」石田幹之助・石浜純太郎編『東洋学叢編』1：1-26. 東京：刀江書院；石田幹之助（1973）『東亞文化史叢考』：87-111. 東京：東洋文庫（東洋文庫論叢 54）.
- 長田夏樹（1953）「元代の中・蒙對譯語彙『至元譯語』」『神戸外大論叢』4-2/3：91-118；長田夏樹（2000）『長田夏樹論述集』上：15-64. 京都：ナカニシヤ出版.
- 竹越孝（2006）『至元譯語』校異『KOTONOHA』43：4-12.
- 中華書局（1963）『事林廣記』北京：中華書局. 中文出版社（1988）『事林廣記』京都：中文出版社.
- 中華書局（1999）『事林廣記』北京：中華書局.
- 長澤規矩也（1976）『和刻本類書集成』第1輯. 東京：汲古書院.
- 森田憲司（1993）『事林廣記』の諸版本について一国内所蔵の諸本を中心に一』『宋代の知識人一思想・制度・地域社会一』：287-316. 東京：汲古書院（宋代史研究会研究報告 4）.
- Ligeti, L. Kara, G. ed. (1990) Un vocabulaire sino-mongol des Yuan: Le *Tche-yuan Yi-yu*. *Acta Orientalia Academiae Scientiarum Hungaricae* 44/3: 259-277.